

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 9 月 15 日

奈良県知事 山下 真

第 1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 旧奈良県外国人観光客交流館一般廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の収集運搬・処理業務
- 2 業務期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日
ただし、別添仕様書 9 業務内容（1）一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬については、契約締結日から令和 8 年 12 月 11 日までに完了すること。
- 3 業務内容 旧奈良県外国人観光客交流館で発生した一般廃棄物及び産業廃棄物を廃棄する。
- 4 収集場所 奈良県奈良市池之町 3 旧奈良県外国人観光客交流館

その他詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり。

第 2 入札方法

- 1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」<https://www.pref.nara.jp/26215.htm> から確認できます。）
- 2 郵便入札の可否 否
- 3 その他詳細は、入札説明書によります。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q 1 建物管理」、小分類⑭廃棄物に主業種で登録をしている者であること。
- （3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- （4）電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる会社更生事件に係る改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしな

った者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月奈良県条例第 35 条）に該当しない者であること。
- (9) 廃棄物処理法で分類される取り扱う産業廃棄物の種類が「廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず（蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）を含む。）、陶磁器くず及び木くず」で、産業廃棄物収集運搬業（県庁所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地）の許可を受けている者であること。
- (10) 上記（9）の条件を満たす者が次に示す許可を受けているか、許可を受けている者と業務提携を行っている者であること。
 - （ア）産業廃棄物処分業（中間処理）許可（対象品目）
 - （イ）一般廃棄物収集運搬業許可（奈良市）なお、（ア）、（イ）の許可を受けている者と業務提携する場合、当該者はそれぞれ（1）及び（3）、（5）～（8）の全てを満たした者であること。
- (11) 本業務の対象となる廃棄物の種類及び数量は予定であり、実際の排出量は増減する場合があるため、本入札に参加しようとする者は、第 5 の 3 に示す個別の現場確認に参加していること。個別現場確認会に参加していない者は、入札参加資格を有しないものとする。

第 4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第 3 に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第 5 の 4 で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書 4 で示す書類を奈良県産業部観光局観光経済課（第 6 の 1 で示す場所）に提出しなければなりません。

第 5 入札日程

1 入札説明会 実施しません。

2 現場説明会 実施しません。

3 個別現場確認

令和 8 年 10 月 1 日（木）及び令和 8 年 10 月 2 日（金）9 時～17 時のうち 1 時間程度（予定）

※事前の申込みを要します。令和 8 年 9 月 29 日（火）正午までに、第 6 の 1 に示す担当者に、お電話にてご連絡ください。

なお、個別現場確認にご参加いただかないと、入札に参加できません。

4 競争入札参加資格確認申請 令和 8 年 10 月 13 日（火）16 時まで

5 入札書の提出

参加資格確認結果通知受取から令和8年10月22日（木）10時まで

- 6 開札（電子入札システムによる開札）
令和8年10月22日（木）10時30分以降

- 7 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

- 1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県産業部観光局観光経済課企画調整係
電話番号（直通）：0742-27-8051
- 2 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号：0570-021-777
※平日9時から17時30分まで（正午から13時までを除く。）
Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第7 その他

- 1 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。
- 2 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - （1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
 - （2）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - （3）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
 - （4）ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
 - （5）入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
 - （6）事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
 - （7）コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
 - （8）内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札
- 3 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - （1）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力

団員が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- (1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- (2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。